

墨田区児童デイサービス施設の管理運営等に関する条例の一部を改正する条例（案）  
新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（事業）</p> <p>第3条 児童デイサービス施設は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援及び<u>同条第3項</u>に規定する放課後等デイサービス（生活能力の向上のために必要な訓練に係るものに限る。）に関すること。</p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p> <p>2 前項各号に掲げるもののほか、前条第1項に規定する児童デイサービス施設は、<u>法第43条に規定する児童発達支援センター</u>として、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>法第6条の2の2第5項</u>に規定する保育所等訪問支援に関すること。</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、法第43条に規定する児童発達支援センターの目的を達成するために必要なこと。</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第3条 〔同左〕</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援及び<u>同条第4項</u>に規定する放課後等デイサービス（生活能力の向上のために必要な訓練に係るものに限る。）に関すること。</p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p> <p>2 前項各号に掲げるもののほか、前条第1項に規定する児童デイサービス施設は、<u>法第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センター</u>として、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>法第6条の2の2第6項</u>に規定する保育所等訪問支援に関すること。</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。